



平成 21 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 レ シ ッ プ 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役  
社 長 執 行 役 員 杉 本 眞  
(コード番号 7213：東証第二部・名証第二部)  
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 山 口 芳 典  
(電話番号：058-323-7647)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 6 月 2 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)にもとづき、平成 21 年 1 月 5 日をもって上場株式は一斉に振替株式に変更されております。(いわゆる株券電子化)これに伴い、現行定款第 7 条(株券の発行)の規定は決済合理化法附則第 6 条第 1 項にもとづき、同法の施行日に廃止したものとみなされております。またそれに関連して現行定款第 9 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)の第 2 項および第 12 条(株主名簿管理人)の第 3 項は無効の規定となり、第 10 条(単元未満株式についての権利)の実質株主の文言につきましても無効となります。以上の理由により変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿の事務に関しては 1 年間の時限の扱いであるため、附則として所要の規定を設けるものであります。

- (2) 株主の権利行使の手続きに関する事項その他株式取扱規定において定める事項を明らかにするため現行定款第 13 条(株式取扱規定)を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以 上

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条(自己株式の取得) (略)</p> <p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 1. 当社の単元株式数は100株とする。 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第10条(単元未満株式についての権利) 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (略)</p> <p>第11条(単元未満株式の買増し) (略)</p> <p>第12条(株主名簿管理人) 1. (略) 2. (略) 3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第13条(株式取扱規定) 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>第14条～第41条 (略) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条(自己株式の取得) (現行どおり)</p> <p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。 (削除)</p> <p>第9条(単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (現行どおり)</p> <p>第10条(単元未満株式の買増し) (現行どおり)</p> <p>第11条(株主名簿管理人) 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) (削除)</p> <p>第12条(株式取扱規定) 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>第13条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は本定款のほか、取締役の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>第3条 <u>附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>